

平成22年11月25日

好山好山旅会

副会長 高橋 和行様

財団法人 スポーツ安全協会

事業部 竹内 功

電話：03-5510-0022

## スポーツ安全保険の補償内容に関するご照会について (回答)

拝復 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大変に遅くなりましたが過日頂戴しましたご照会について、下記のとおりご説明及びご回答を申し上げますのでご査収下さいますようお願い申し上げます。

下記内容については、スポーツ安全保険引受幹事会社の東京海上日動火災にも確認しておりますので、申し添えさせていただきます。

当件についてご照会がございましたら、小職までご照会ください。

貴団体の益々のご発展を祈念申し上げますとともに、今後ともスポーツ安全保険をお引立て下さいますようお願い申し上げます。

敬具

## ◆ ご加入条件及び団体管理下の団体活動の解釈について

まず、ご加入条件についてご説明申し上げます。

私共スポーツ安全協会と、損保会社間で結ばれているスポーツ安全保険特約書には、以下の内容が記されています。

1. 被保険者は保険契約加入依頼の手続きをした団体の構成員全員とする。
2. 団体とは、代表者を置き、かつ団体の構成員が明確に把握されている構成員5名以上の団体をいう。

上記の内容から、加入依頼書に記載された団体員が、当該団体の構成員全員と解釈をし、それらが5名以上であることが加入条件となっております。

一方で団体の事情として、別の保険に入っていることを理由に、スポーツ安全保険に加入しないメンバーがある場合もありますが、あくまでこれは団体側のご判断であり、私共としては先に記したとおり、加入依頼書に記載された団体員が当該団体の団体員全員と理解しております。

次頁へ

次に、スポーツ安全保険で補償可能な活動ですが、基本事項として「団体管理下の団体活動」であることが必要です。

「団体管理下の団体活動」とは、あらかしP. 2下部に記載のとおり、団体の活動計画に基づき、指導監督者当の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。

よって、団体の活動計画に基づかず、団体のメンバーが任意でかける山行については、その参加人数によらず、補償対象とはなりません。また、活動計画に基づいていたとしても、単独で行われる活動は団体活動ではないため、補償対象とはなりません。

ただし、団体の指示、命令に基づいた、団体の運営上必要な付随活動（下見等）は、単独であっても補償対象としております。

これら内容に基づき、ご照会事項についてご回答を申し上げます。

**照会事項1** 5名以上の団体であっても加入者が5名に満たない場合は加入できない

**回答1** ご照会のとおり、スポーツ安全保険の人数の加入条件は5名以上です。

**照会事項2** 団体管理下の団体活動であれば1名の下見山行での事故も支払い対象となる。

（団体管理下の団体活動とは、団体の活動計画に基づき、リーダー等の指示に従い活動しているもの、従って下見山行も計画書が必要である。）

**回答2** 団体の活動計画に基づき、団体の指示、命令により行われる下見は団体の運営上必要な付随活動として補償対象としております。

なお、下見については個人活動との切り分けが難しいため、ご照会のとおり貴会としての計画書を必ず作成してください。

**照会事項3** 団体管理下の団体活動であれば仮に5人参加の活動において4人が未加入、1人のみ加入者であっても、これを団体管理下の団体活動と認める。したがって「この1人が事故に遭っても支払い対象となる。」

**回答3** 前述の説明のとおり、加入依頼を行った方々が貴団体のメンバー全員と理解をしており、加入依頼を行っていないメンバーは、スポーツ安全保険上は貴会の部外者として取扱います。

ご照会のケースは、たとえ会の活動計画に基づいて行われているものであっても、スポーツ安全保険上は単独の活動となり補償の対象となりません。

#### ◆ C区分での補償範囲について

C区分で対象とならない山岳登はんとは、冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなどの特殊な技術と経験を要するもの（具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）を言います。

次頁へ

これを踏まえ、ご照会事項についてご回答を申し上げます。

**照会事項1** 雪山登山においても雪山として確立されている登山ルートでストックやアイゼン等を用いた登山での事故は保険対象になる。

但し、ピッケル等を使用した特殊な技術を要する登山ルートは保険対象外である。

**回答1** ご照会の「雪山として確立されている登山ルート」の定義が曖昧であるため、次のとおりご回答いたします。

山城や標高によって条件は異なりますが、冬季登山（初雪観測頃から翌年5月末頃まで）でアイゼン・ピッケル等の道具を使用していなければ「山岳登山」に該当しないのではなく、社会通念上、本来それらの道具を必要とする登山であるかで「山岳登山」に該当するかを判断します。

冬山登山特有の雪崩や滑落の危険が想定される山城での登山は「山岳登山」（C区分では補償対象外）とご理解ください。

なお、個別の山行計画の判断は、具体的に個々の登山内容を示す活動計画をお示しいただければご回答させていただきます。

**照会事項2** 奥穂高岳～西穂高岳のジャンダルムルート、北穂高岳～南岳の大キレットルートは保険対象になる。

**回答2** 鎖、足場等が設置され、そのみを頼りに登ることが可能である場合にはC区分で対象となりますが、ザイル等の道具を使用し、特殊な技術を要する箇所がある場合には「山岳登山」に該当します。

一般的には上述のような判断になりますが、ご照会のエリアについては、各種ガイドブックを見ても初心者のみで行くことは避けるようにとの記載があったり、都道府県によっては学校の山岳部に対してこのルートに行かないように通知を出しております。ご回答に際してはそのルートの検証及び過去の保険金支払い事例（支払対象外となった事例がないかも含め）を検証させていただきたいとの回答を保険会社より受けておりますので、来週中に再度ご回答を申し上げます。

**照会事項3** 要点としてはバリエーションルートと、特殊な道具（登攀用具）を使用するルートは対象外だが、一般ルートは保険対象である。

**回答3** 概ねご照会のとおりですが、そのルート上に社会通念上、ザイル等の道具を使用するといった特殊な技術を要する箇所があるのであれば、C区分での補償は出来ませんのでご注意ください。

なお、貴会のホームページより、例会の計画を拝見しましたが、その内容を見る限りではC区分で補償ができるものと考えます。

以上 よろしくお願ひ申し上げます。